

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日の場合は  
前日又は前々日  
に発行する)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正  
(環境保全課)

## 告 示

鳥取県告示第 三三五十三号

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成四年三月鳥取県告示第 三三十七号)の一部を次のように改正する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 田 次

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改め、同条第 6 号中「又は」を「及び」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「

法第 12 条第 5 項第 2 号に規定する産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物処理施設(法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第 4 項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第 4 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業」に改め、「及び」の次に「これらの」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特別管理産業廃棄物 法第 2 条第 5 項に規定する産業廃棄物をいう。第 6 条中「事業者等は、産業廃棄物」の次に「(特別管理産業廃棄物を除く。)」を加える。

第 8 条第 1 項中「設置の届出(処理業者が設置する施設で法第 12 条第 5 項第 2 号の規定に該当しない処理施設等)であつては、その工事の着手をいひ、以下「設置の届出又は工事の着手」という。)」を「許可の申請(産業廃棄物処理施設以外の処理施設等を設置しようとする場合には、その工事の着手とする。以下「許可の申請又は工事の着手」という。)」に、 「設置するものについては、当該地域」を「産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設の所在地」に、「以下同じ」を「以下の章(第 20 条の 2 を除く。)」において同じ」に改め、同条第 2 項中「に規定する届出書」を「の規定による許可の申請書」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同項第 6 号中「処理業者」を「第 2 条第 4 号に規定する許可を受けようとする処理業者」に改め、同項中同号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次

の1号を加える。

(5) 処理施設等を設置しようとする土地（進入路を含む。）を使用する権原を証する書類

第16条の見出し及び同条第1項中「設置の届出」を「許可の申請」に改め、同条第2項中「届出」を「申請」に改め、同条第3項中「第1項の届出を受理」を「法第15条第1項の規定による許可を」に改め、同条第4項中「第1項の設置の届出」を「許可の申請」に改め、「第8条に規定する」を削る。第18条中「設置予定者」を「産業廃棄物処理施設以外の処理施設等の設置予定者」に改める。

第19条第2項中「事業者等」を「産業廃棄物処理施設以外の処理施設等」に改め、「当該処理施設等」を削る。

第20条第1項前段中「処理業者」を「横換え保管施設の設置者」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第8条第1項及び第2項中「第15条第1項」とあるのは、「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。

第20条の次に次の1号を加える。  
(処理施設等の承継)

第20条の2 処理施設等の設置者から当該処理施設等に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、次の各号に掲げる書類を作成し、知事（承継者が排出事業者である場合においては、当該処理施設等の所在地を管轄する保健所長）に提出しなければならない。

- (1) 承継後の事業計画書
- (2) 環境保全対策を記載した書類
- (3) 災害防止対策を記載した書類

2 承継者は、当該処理施設等について生活環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容を遵守しなければならない。

3 第14条の規定は、承継者について準用する。

第22条第1項第2号中「（マニフェストシステム）」の次に「又は特別管理産業廃棄物管理票制度（当該受託に係る産業廃棄物が特別管理産業廃棄物である場合に限る。）の」を加える。

第26条中「第14条第5項」を「第14条第7項」に、「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分」に改める。

第27条第1項中「当該地域を管轄する」を「所轄の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、知事又は保健所長は、特に必要と認められた場合には、別に提出部数を定めることができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理施設等を設置（変更）したいので、下記のとおり協議します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

記

設置(変更)の目的	1 産業廃棄物排出事業者としての自己処理 2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業としての営業
事前協議の区分	1 中間処理施設の(設置・変更) 2 最終処分場の(設置・変更) 3 積換え保管施設の(設置・変更)
事前協議の内容	別添のとおり

【備考】該当するものに○をすること。

【添付書類】

1 事前協議の区分に応じた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項(第15条の2第1項)の規定による設置(変更)許可申請書の案(欄外上に、事前協議用案と記入し、申請者印は不要。許可を要しない施設にあつては、当該様式を準用のこと。)及び設置(変更)許可申請書の添付書類

2 事前協議用添付書類

- 事業計画の概要を記載した書類
- 環境保全対策を記載した書類
- 災害防止対策を記載した書類
- 立地環境の調査結果
- 処理施設等を設置しようとする土地(進入路を含む。)を使用する

権原を証する書類

- 処理施設等の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- 処理業の許可を受けようとする者が設置する場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類
- 地元説明計画書
- その他参考となる書類等

様式第3号に備考として次のように加える。

【備考】完了図面及び参考となる書類を添付すること。

様式第4号の添付書類の2中「マニフェスト」の次に「又は管理票の制度の」を加える。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。